## 特集《第 14 回知的財産権誌上研究発表会》

# 判例評釈~「ロクラクⅡ」事件控訴審判決 (知財高裁平成 21 年 1 月 27 日判決)

知財高裁平成 21 年 1 月 27 日判決, 平成 20 年 (ネ) 第 10055 号著作権侵害差止等請求控訴事件, 平成 20 年 (ネ) 第 10069 号同附帯控訴事件

会員 帖佐 隆\*

## 1. 事件の概要

## (1) 事件の経過等

本事件は、放送事業者である X1 ~ X10 (X4 は承継 があった)が、デジタル情報家電製品の販売等を目的 とする株式会社であるYが「ロクラクⅡビデオデッ キレンタル |との名称で行っている事業は、ハードディ スクレコーダー「ロクラクⅡ」2台のうち1台を日本 国内に設置して、受信するテレビ放送の放送波をその 1台に入力するとともに、これに対応するもう1台を 利用者に貸与又は譲渡することにより、当該利用者を して、日本国内で放送されるテレビ番組の複製を可能 とするサービスであるとし、その事業を行う被告の行 為は、X1~X6 が著作権を有する番組及び X1~X10 が著作隣接権を有する放送に係る音又は影像を複製す る行為に当たるから、X1~X6の本件番組についての 著作権(複製権, 著作権法 21 条)及び X1 ~ X10 の 本件放送に係る音又は影像についての著作隣接権(複 製権, 著作権法 98条) を侵害するとして, X1~X6 において、本件番組を複製の対象とすることの差止め 並びに X1 ~ X10 において、本件放送に係る音又は影 像を録音又は録画の対象とすることの差止め及び本件 対象サービスに供されているロクラクⅡの親機の廃棄 を求めるとともに、X1~X10が、それぞれ、複製権 の侵害により損害を受けたとして、その損害の賠償及 び遅延損害金の支払を求めたのに対し、 Yが、 本件対 象サービスの利用による本件番組等の複製行為の主体 はYではないことなどを主張して争っているもので ある。

原判決  $^{(1)}$  では、いわゆるクラブ・キャッツアイ事件等にみられる管理(支配)・利益の帰属をもって主体を認定する方法によって、Y が複製主体であると認定した。これによって、 $X1 \sim X6$  の著作権における複

製権侵害と  $X1 \sim X10$  の著作隣接権における複製権侵害を認定して  $X1 \sim X10$  の差止請求を認容し $^{(1)}$ , 損害賠償請求も一部認容したものである $^{(1)}$ 。

これに対し、Y は原判決認容部分を不服として控訴し、一方、 $X1 \sim X10$  は、原判決棄却部分を不服として附帯控訴に及んだものである。

なお、本件訴訟提訴の前には、X1 および  $X7 \sim X10$  と Y の間において、本事件に先行する仮処分事件  $^{(2)}$  が存在したが、X1 および  $X7 \sim X10$  の著作隣接権を 侵害すると判断され、Y に対して差止めを命ずる決定 がなされる  $^{(2)}$ 、等の経緯があった。

## (2) 争点

原審および本審における主たる争点は、複製行為の 主体が業者である Y であるかどうかということであ る (Y でないということになると主体は利用者である ということになろう)。また、機器 (親機ロクラク) の設置状況については、当事者双方に争いのあるとこ ろであったが、本判決では、設置しているとしても同 様の判断になるとして判断を行っている。

## 2. 本判決の判示事項とその検討(項目名は筆者) (1) 結論部分

『原判決中,控訴人敗訴部分を取り消す。…被控訴人らの請求及び附帯控訴をいずれも棄却する。…訴訟費用は,第1,2審とも被控訴人らの負担とする。』

『以上のとおり、被控訴人らが主張する各事情は、いずれも、控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき事情ということはできない。…親子ロクラクの機能、その機能を利用するために必要な環境ないし条

<sup>\*</sup> 久留米大学法学部教授(法律学科)

件、本件サービスの内容等に照らせば、子機ロクラクを操作することにより、親機ロクラクをして、その受信に係るテレビ放送(テレビ番組)を録画させ、当該録画に係るデータの送信を受けてこれを視聴するという利用者の行為(直接利用行為)が、著作権法30条1項(同法102条1項において準用する場合を含む。)に規定する私的使用のための複製として適法なものであることはいうまでもないところである。』

『本件サービスにおいて、著作権法上の規律の観点から、利用者による本件複製をもって、これを控訴人による複製と同視することはできず、その他、控訴人が本件複製を行っているものと認めるに足りる事実の立証はない。』

『クラブキャッツアイ事件最高裁判決…上記判例は 本件と事案を異にすることは明らかである。』

#### (2) その他判示事項

『控訴人が親機ロクラクを管理する場合においては、他人である海外の利用者をしてテレビ番組の視聴を可能ならしめることを目的とする点で、当該利用者自身がテレビ番組の自己視聴を目的として親機ロクラクを自己管理する場合と異なるが、本件複製の決定及び実施過程への関与の態様・度合い等の複製主体の帰属を決定する上でより重要な考慮要素の検討を抜きにして上記の点のみをもって控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき根拠足り得る事情とみることはできない。』

『控訴人が親機ロクラクとその付属機器類を一体として設置・管理することは、結局、控訴人が、本件サービスにより利用者に提供すべき親機ロクラクの機能を滞りなく発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、主として技術的・経済的理由により、利用者自身に代わって整備するものにすぎず、そのことをもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることはできない。』

『本件サービスは、機器(親子ロクラク又は親機ロクラク)自体の賃貸借及び親機ロクラクの保守・管理等を伴うものであるから当然これに見合う相当額の対価の支払が必要となるところ…本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するものとまで認めることはできず…その他、当該各金員が本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するとまで認めるに足りる証拠はない。…

仮に、控訴人が上記…の金員を受領しているとしても、それが、「ロクラクアパート」の賃料の趣旨を超え、本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価の趣旨をも有するとまで認めるに足りる証拠はない。…控訴人が上記…ないし…の各金員を受領しているとの事実をもって、控訴人が本件複製ないしそれにより作成された複製情報の対価を得ているものということはできない。』

『本件サービスにおいても、利用者における適法な 私的利用のための環境条件等の提供を図るものである から、かかるサービスを利用する者が増大・累積した からといって本来適法な行為が違法に転化する余地は なく、もとよりこれにより被控訴人らの正当な利益が 侵害されるものでもない。』

## 3. 検討等

判決の結論に賛成である。そして、その理由には一 部疑問もあるが概ね賛成である。

## (1) 概観

本判決は、いわゆる放送を中継してネット経由で利用者が視聴等する事案(以下、「放送中継型事案」という。)における業者の著作権等侵害が問われた事件において、非侵害の判決が出された点において特に注目されるところである。かかる放送中継型事案においてはいくつかの判例が存在するが、録画ネット事件 (4) においては、一連の仮処分決定等において著作隣接権侵害が認定され、確定したが、まねき T V 事件 (5) においては一連の判決等において非侵害の判決がなされているところである。これに対して、当該ロクラク II 事件においては、仮処分事件決定や本訴地裁判決ではいずれも侵害判決が出されていたが、この高裁判決ではいずれも侵害判決が出されていたが、この高裁判決ではして非侵害との判断となり、上記流れを覆す判決となった。

本判決が出るまでは、上記録画ネット事件各決定及びロクラクⅡ事件下級審判決等、中継機器での録画が介在する事案については侵害の判決が出ていたところである。その一方で、上記まねきTV事件の各判決等、中継機器において録画は介在せず、いわゆるストリームで中継する事案については非侵害の判決が出ていた。今回、ロクラクⅡ事件が非侵害に転じたということはこの傾向が崩れたということもでき、そういう意味でも本判決はある種驚きをもって迎えられた判決

でもあろう。

このような放送中継型事案については、どこまでが 侵害でどこからが非侵害かの境界線がどこにあるかの 判断が非常に難しい。本判決をみた場合、その境界線 が移動したのではないかとの考え方もありうるかもし れない。また、境界線がどこにあるかを考えるうえで 本判決は非常に重要な判決となる。

また、本事件のような事案を考えるうえでは、行為 主体、いわゆる録画(複製)主体や送信主体がいずれ であるかが重要な問題となる。かかる主体の決定につ いては、周知のとおり、カラオケの問題についての事 案であるクラブ・キャッツアイ事件 (6) を発端とする, 問題となる行為の管理(支配)と利益の帰属について 認定し、これがどこに帰属するかにおいて、行為主体 を認定する手法がしばしばとられる。かかる認定手法 については、すでに、類似の事件である上記録画ネッ ト事件でもとられており、本事件原審においても、管 理(支配)と利益の帰属を認定したうえで、行為主体 を認定する方法がとられている。したがって、かかる 手法において、管理(支配)と利益の帰属がどこにあ るかを検討することが必要となるのだが、本事件原審 にあっては、管理(支配)を行い、利益を得ているの は被告業者である旨が説示され、Yによる著作権およ び著作隣接権の侵害が認定されているところである。

しかしながら、本判決においては、このような手法 をもってしても被告業者は非侵害であると認定されて いるといえる。以下、引き続き検討を加えたい。

## (2) 機器の管理と録画(複製)動作の管理は異なる。 ~管理(支配)・利益性

これまで筆者は、機器の管理と録画(複製)の管理とは異なると主張してきた(\*\*)。なぜならば、操作者が別にあるにもかかわらず、いわば後方支援ともいうべき、機器の管理をしただけで内部の動作の(すべての)主体であるとするのはいかにも飛躍がすぎるというのがあるからである。また、機器の管理をもって録画(複製)の管理とするのならば、いわゆる機器のハウジングサービス類を行う業者は常に何らかの著作権等の侵害を行っているということになり、実情に沿わないということもあるからである。また、先例であるとされる前掲クラブ・キャッツアイ事件が「上告人らの管理のもとに歌唱」といい、歌唱行為への関与を問題としているのであるから、複製行為に関与してなければな

らないと解される、というのも理由のひとつとなろう。

これについて原判決は、『以上の事情を総合考慮す れば、親機ロクラクは、本件サービスを成り立たせる 重要な意味を有する複製を行う機能を有する機器であ るところ、被告は、日本国外の利用者に日本のテレビ 番組の複製物を取得させるという本件サービスの目的 に基づき、当初、親機ロクラクの設置場所を提供して 管理支配することで、日本国外の利用者が格段に利用 しやすい仕組みを構築し、いまだ、大多数の利用者の 利用に係る親機ロクラクを、東京都内や静岡県内にお いて管理支配しているものということができる。この 場合、上記の、本件サービスにおいて親機ロクラクの 果たす役割からすれば、被告は、別紙サービス目録記 載の内容のサービス、すなわち、本件対象サービスを 提供しているものということができ、本件番組及び本 件放送に係る音又は影像の複製行為を管理支配してい ると認めることができるとともに、それによる利益を 得ているものと認められる』などとしている。すなわ ち、原判決は、『ロクラクの設置場所を提供して管理 支配』などと述べているが、これは機器の管理支配を 言っていると解されるのであるが、当該、主体認定に おける複製(録画)の管理支配と錯綜を起こし、引き ずられていると解され、妥当ではないのである。すな わち、この説示では、いわゆる、ロクラクⅡの機器の 管理をもって、録画(複製)の管理とするかのような 錯綜を起こしていると解され、妥当でないと筆者は考 えるのである。

もっとも, 原判決上記説示は.

[ロクラクⅡの機器は複製機能あり] + [被告は機器の管理を行った]

## = 〔被告は複製行為の管理を行った〕

という公式を定立しているようにも思えるが、こういった公式、考え方が導出されるということは結局、「複製動作の管理」にいう「管理」の語が機器を「管理」するということと錯綜を起こしているからこそ出てくるのであって、結局、この公式は錯綜から生まれたと解されるのである。ここまでいうのはいいすぎであろうか。

これに対して、本判決は、この点について、『控訴 人が親機ロクラクを管理する場合においては、他人で ある海外の利用者をしてテレビ番組の視聴を可能なら しめることを目的とする点で、当該利用者自身がテレ ビ番組の自己視聴を目的として親機ロクラクを自己管 理する場合と異なるが、本件複製の決定及び実施過程への関与の態様・度合い等の複製主体の帰属を決定する上でより重要な考慮要素の検討を抜きにして上記の点のみをもって控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき根拠足り得る事情とみることはできない。』とし、親機ロクラクの(機器の)管理のみをもって、複製主体とすることはできない旨を宣明している点が注目される。加えて、そういった機器の管理については、複製主体を決定するうえでの重要度は低く、他の考慮要素のほうが重要であることを宣言しているのである。この点はきわめて正しく当然のことであり、これまでは錯綜が起きていたことだったのである。この点については、筆者が主張するように機器の管理と複製動作の管理の切り分けを意識したのだと解されるのである。

また、判決は、『親機ロクラクが、地上波アナログ 放送を正しく受信し. デジタル録画機能やインター ネット機能を正しく発揮することが必要不可欠の技術 的前提条件となるが、この技術的前提条件の具備を必 要とする点は、親機ロクラクを利用者自身が自己管理 する場合も全く同様である。そして、この技術的前提 条件の具備の問題は、受信・録画・送信を可能ならし めるための当然の技術的前提に止まるものであり、こ の技術的前提を基に、受信・録画・送信を実現する行 為それ自体とは異なる次元の問題であり、かかる技術 的前提を整備し提供したからといって直ちにその者に おいて受信・録画・送信を行ったものということはで きない。』とし、技術的前提条件の具備と複製等行為 は異なる次元の問題であることを明言しており、機器 の管理が複製等行為の主体性に直接影響しないことを 述べているといえよう。

さらに、判決は、『親機ロクラクを控訴人において 設置・管理することは、本件サービスが円滑に提供さ れることを欲する契約当事者双方の合理的意思にかな うものということができる。そして、そうであるから といって、前述したとおり、このことが利用者の指示 に基づいて行われる個々の録画行為自体の管理・支配 を目的とする根拠となり得るものとみることは困難で あるし、相当でもない。』とし、また判決は、『控訴人 が親機ロクラクとその付属機器類を一体として設置・ 管理することは、結局、控訴人が、本件サービスによ り利用者に提供すべき親機ロクラクの機能を滞りなく 発揮させるための技術的前提となる環境、条件等を、 主として技術的・経済的理由により、利用者自身に代わって整備するものにすぎず、そのことをもって、控訴人が本件複製を実質的に管理・支配しているものとみることはできない。』とし、機器の管理が録画行為自体の管理・支配とは別である旨を明確に述べている。

以上の説示は、まさにこれこそ、筆者の意見である 機器管理と複製管理の区別論を明確にいっていると解 される。この点、原判決等においてみられてきた、機 器の管理と複製等動作の管理を明確に区別して、従来 からの錯綜を明確に断ち切ったといえる。判旨はきわ めて妥当であり、評価できるものであると考えるとこ ろである。

このように考えると、機器が動作する状態でハウジングサービス類を行っただけでは、当該機器の機能を実行する主体とはなりえず、あくまでこれを操作する操作者が主体であるといえるであろう。判決は妥当かつ正当である。また、今後の他の判決にも影響はあると思われるとともに、過去の判決との違いが大いにあるように思われるところである。

## (3) 侵害になる場合はどこか。

このように考えると、これに類似のサービスについては、逆に侵害となる場合はあるのか、という問題もある。筆者は、やはり複製サービス、送信サービスと捉えられるものについてはやはり侵害になると考えるが、ではその境界線はどこにあるのであろうか。

筆者は、かねてより、当該録画送信機器が汎用品で あるかどうかに侵害と非侵害の境界線をみている。汎 用品であるということは、もはや世の中に当該機器が 出回っているということであるから、一般人が本事件 サービスまたはこれに類似するサービスを利用しなく ても、当該機械を購入したうえで、これを使用して何 らかの代替手段をとれば、概ね同様の機能を実現でき る、ということである。そうなると、自らセッティン グを行って複製等の機能を実現するか、本事件のよう にハウジングサービス類似の業者を利用するかの問題 となってくるため、業者を利用した場合も、業者から みれば、結局、預かるだけである、との論理が成り立 つこととなるであろう。ゆえに、業者は預かりサービ ス、すなわち、ハウジングサービスとしてしか評価で きなくなる。ゆえに、この機器の汎用性ということが 重要な要素になると考えられるのである。

逆に、この基準でいけば、汎用品でない機器を使用

している場合、すなわち、業者が業者特有のシステム を構築し、ノウハウ管理を行っているような場合は、 業者による複製サービスとの色合いが強くなり、業者 を複製等主体と観念せざるをえなくなり、侵害が成立 するのだと思われる。この観点からいくと、過去の事 件においては、上記録画ネット事件は侵害に該当する ということで正しいのだと解される。この事件ではテ レビパソコン自体は汎用品であったが、テレビパソコ ンに録画をさせ、これをインターネット上で送信を行 うためには何らかのプログラム(ソフトウェア)の追 加が必要であった。録画ネット事件の状況ではこのプ ログラムを業者が業者の施設内でインストールし、ま た, テレビパソコンを返却する (利用者へ移転する) ときは、このプログラムを消去して返却(移転)する ということを行っていたわけである。そうなると、こ の行為はある種、業者のみで、このシステムのノウハ ウ管理をしていた. いうなれば動作を囲い込んでいた わけであり、そうなると、業者のみのオリジナルサー ビス(複製サービス)を提供するという色合いが強く なる。筆者はここに複製(録画)の主体性をみるので ある。

そうなると、最初はノウハウ管理していても、途中 からノウハウ管理をやめ、汎用化させれば、侵害が非 侵害にかわるということになる。筆者はそれでよいと 考える。また、翻って、本事件をみれば、本事件はそ ういう事案でもあることが理解できる。本事件はロク ラクⅡの製造主体でもあるのだから、製造した製品を 一切外部にオープンな形で出さなければ、複製 (録画) のノウハウを囲い込んでいることになり、筆者の考え 方でいけば侵害ということになるのである。しかしな がら、ノウハウの囲い込みをせず、製品として販売し ているのであるから、本事件は非侵害ということで、 **論理が一貫する。また、前掲録画ネット事件において** も、プログラムの消去をやめ、プログラムを内蔵した まま、テレビパソコンを返却すれば、それによって汎 用品の預かりサービスと同様になり、非侵害というこ とでよいのではなかろうかと筆者は考えるところであ る。

## (4) 本事件における一歩進んだ状況とその判断

しかしながら、本判決ではまねき T V 事件と比べても一歩進んだ判断となっているのではないだろうか。 まねき T V 事件においては、ソニー株式会社製の「ロ ケーションフリーテレビ」という機器がいわゆる汎用機器として市場に流通しており、この汎用機器を一般の人々が世の中で自由に使用していることが背景にある。そして、当該機器が汎用機器であるがゆえに、別の事業者である被告のサービスが、その汎用機器を預かるサービス(ハウジングサービス)であるとの考え方が成り立ち、非侵害の判決となっているといえよう。また、この場合、インターネットの利用については、

また、この場合、インターネットの利用については、 利用者自らが当該サービスとは別に、他のインター ネットプロバイダーと契約する必要があった。

しかしながら、本事件においては、方式が録画であ るかストリームであるかの問題の他に、まねきTV事 件とは大きな差がある。それは、対象機器の製造主体 がハウジングサービスの提供主体と一致しているとい うことである。すなわち、上記のように、まねきTV 事件では対象となる機器の製造主体である企業とハウ ジングサービスを行う業者である被告は主体が異なっ ていた。また、プロバイダー業者も上記提供主体とは 当然に異なっていたといえよう。しかしながら、本事 件においては製造主体とハウジングサービスを行う業 者が一致しており、時にはメールサーバーも一致して いるということである。そうなると、まねき TV事件 においては、これら三者の主体が異なる中でのハウジ ングサービス類似の業者の責任が問われたのに対し. 本事件においては、上記のうち二者、ときには三者の 主体が一致しているにもかかわらず、非侵害という結 果になっている。この点でまねきTV事件よりも被告 の関与の状況が一歩進んでいるとも捉えうるのであろ うから、それにもかかわらず、非侵害の判決を出した ことは一歩進んだ判断ともいえよう。

しかしながら、このことは正しい判断であると解される。まずは、このような中継機能を有する汎用機器 (ロクラクⅡ)を製造することは、それが録画(複製)に使用されるものであっても、私的複製という用途がある以上、それは侵害専用品ではないため、違法な機器ではない。これはいわゆる従来からのビデオデッキを見ても正当である。よって、かかる機器を製造することは正当な行為であるといえる。これに対して、まねきTVの事件でも問題となった、ソニー製の「ロケーションフリーテレビ」であるが、これも何ら著作権法に触れない用途が存在し、普通に製造・販売され、これが判例や実際の流通で適法な商品として認識され、流通しているのであるから、当該「ロケーションフリー

テレビ」は適法な商品であるし、これを製造する企業 (ソニー株式会社) も適法な行為を行っていることに なる。そうなると、これら両製品を比較した場合、複製とストリームの差異こそあれ、いずれも適法な製品であり、いずれの製造主体も合法的であり、製造行為 もまた合法である。この点、本事件とまねき TV事件 は同等であるといえよう。

次に、ハウジングサービス的な行為であるが、まねきTV事件判決と本事件判決を比較すると、これら機器に対して業者が関与する程度をみると、概ねこれらも同等であるといえよう。業者が預かる機器と利用者側に置かれる機器は1対1の関係であるし、特別なソフトウェアというものは使用していない。そうなると、まねきTV事件における業者の行為の程度が合法であるというのであれば、本事件における業者の行為の程度も合法であろう。

もうひとつ、直接に争点にはなりにくいが、利用者がインターネットを利用して、影像データを自らのもとへ受信する際にはインターネットプロバイダーの存在が必要である。すなわちプロバイダー業者は、このインターネット通信のためにサーバーの提供を行っているわけであるが、このプロバイダーについてもプロバイダー業者単体としては何ら法に触れるものではないのはいうまでもない。

このように考えると、本事件は、まねきTV事件と 比較すると、被告業者の関与の度合は高いことが理解 できる。なぜならば、まねきTV事件では、機器の製 造主体といわゆるハウジングサービスを行う主体(被 告)とは異なっていた。これに対し、本事件では、機 器の製造主体とハウジングサービスを行う主体は同一 である。ゆえに、関与の度合はまねきTV事件に比し て本事件のほうが高いということもできる。

また、まねきTV事件では、利用者がインターネットに接続する場合のプロバイダー(メールサーバー)も兼ねている場合がある点が注目される。このような事実は他の類似の事例である録画ネット事件やまねきTV事件では主張されなかった。しかしながら、本事件においてはそのような点も問題となったわけである。

しかしながら、このような多くの関与をもってして も、本事件における非侵害であるとの判断は妥当であ ると解される。なぜならば、録画送信機器を製造する ことが合法であり、ハウジングサービスを行うことが 合法であり、プロバイダー事業を行うことが合法であ るのならば、これら3つを同一主体が行ってもやはり 合法であると判断せざるをえないと解されるからであ る。また、これら3つの行為を合わせても複製や送信 の管理という方向へは向かっていかないからである。 もっとも、プロバイダー事業を行うと送信の管理に近 くなりそうであるが、これは中継の管理であって、該 当情報そのものの送信の管理ではない。この点、あえ て述べておきたい。また、さらにいえば、合法的な行 為が3つ合わさったからといって非合法となるいわれ もないからである。これは、例えば、まねきTV事件 で関係した機器の製造主体 (ソニー株式会社), ハウ ジングサービスの主体(被告=永野商店), プロバイ ダー業者の三者が仮に合併したからといって、それま で非侵害であったサービスが侵害になるということは あるまい。このような考え方からみても上記考え方は 正当であるといえよう。

ゆえに、本事件においては、いわゆる被告によるサービスへの関与の度合がまねきTV事件よりも高くなっているのであるが、被告は、結局、複製動作の管理を行っていないし、合法的な行為を複数行っているにすぎないので、非侵害であるということで妥当であると考えられる。

## (5)「一体管理」による侵害性の否定

また、本判決で目をひくのは、いわゆる「一体管理」をもってしても非侵害であるという点である。判決は、『被控訴人らは、本件サービスにおいては、控訴人が、親機ロクラクとテレビアンテナ等の付属機器類とから成るシステムを一体として設置・管理している旨主張する。

しかしながら、被控訴人らが主張する上記事実は、 控訴人が本件複製を行っているものと認めるべき事情 たり得ない。…』としており、これまでの訴訟で争点 になってきた、一体管理の問題について、一体管理を 行ったとしても、そのことをもっては複製主体たりえ ない旨を述べているのである。これはこれまでの判例 とは明確に一線を画しているといえよう。

とはいえ、一体管理の問題については、判断が難しい面もある。すなわち、一体管理という言葉はひとつであっても、結構この言葉には幅があり、考え方によって、その程度には差があるのである。

まず,一体管理という言葉の一番弱い段階としては,

単に利用者から預かった複数の機器に対して、1つのアンテナから分配を行い、また、複数の機器から出てきたLANケーブルを集中させて1つにまとめるような形態を指していう場合もある。これは、いわゆる他の類似の事例やハウジングサービス一般で同様のことが行われていると思われるが、この段階でも一体管理と呼ばれる場合もある。本事件やまねきTV事件はこのような管理形態にあたると考えられる。

次の段階では、上記の段階に加えて、いわゆる集中 管理用のサーバー等を用いることにより、利用者側の 端末から集中管理用のサーバーを介してそれぞれの機 器への指令を集中的に行うような場合である。録画 ネット事件などはこれにあたるであろう。

さらなる段階としては、結局、対象機器等において、 録画(複製)の用をなす部分が1つの部分しか稼動し ておらず、この1つの稼動部分で録画(複製)したも のを複数の利用者に分配する場合がある。すなわち1 対多の関係である。

おおまかに分けると、段階としては上記3つとなった。しかしながら、録画ネット事件にみるような上記第2番目の段階についても、一体として動作しているということで、第3番目の段階と同様に考える考え方もある。

このような状況で本判決がいう『一体として設置・管理』はどこまでかを考えると、やはり、上記のうち、第1段階までを指すのだ、と考えるのが妥当であろう。上記第2段階や第3段階の状況を指したものではなく、これらの段階での非侵害を保証したものではないと解される。それは、本事件における事実認定が上記第1段階にとどまることや、上記説示に続く本事件へのあてはめ等をみるとそのように解釈するのが自然であること、といった理由による。確かに本判決はこれまでの判決からすると、一歩進んだ感はあるのだが、やはり、基本的に許されるのは上記第1段階までといえよう。そのように考えると、まねきTV事件における判断と実質的にはかわらないということもいえよう。

しかしながら、本判決の意義としては、このような 1つのアンテナから分配器を経由して各機器へ電波を 入力し、各機器からの LAN ケーブルを束ねるといっ た複数機器の一般的な集合管理(機器の管理)は、業 者を録画(複製)主体とする事情に基本的にはならな いということを説示しているということがいえよう。 すなわち、本事件の射程としては、上記第1段階については、業者が主体とはならないということを保証しているのではないだろうか。その点で本判決には意味があると考えられるのである。

#### 4. まとめ

以上、述べてきた点から、以下の結論を示したい。

- (1) この種の放送中継型事案について、機器が設置された地点における業者について、機器の管理と録画(複製)等の管理は異なる。よって、機器を管理したからといって著作権等の侵害に問われるわけではない。また、このことを本判決は如実に述べていると解される。
- (2) さらには、機器の管理については、録画(複製) 主体を決定するうえでの要素としては非常に小さ く、むしろ存在しないといってもよい。この点を 本判決は述べていると解される。筆者も同意見で ある。
- (3) 中継地点における業者において、扱っている機器が汎用品であるかどうかが侵害の成否を左右すると筆者は考える。逆に扱っている機器が汎用品でないとすると、そのノウハウ管理された複製(等)するシステムを当該業者だけが扱えることに複製(等)サービスとしての性質がみてとれるから、これによって侵害が構成されると解される。
- (4) 本事件は、見方によっては、業者の関与という面では、当該機器の製造・販売主体である等の点で、すでに非侵害の判決が出されたまねき T V 事件に比べて一歩進んでいるものであると解される。しかし、これにもかかわらず非侵害の判決が出たのは妥当であると解される。合法な行為が積み上げられたからといってこれを非合法であるとするのは妥当でないからである。
- (5) 本判決は、一体管理について、必ずしも業者が主体となることの根拠たりえない旨を説示したことが注目される。しかしながら、その後のあてはめをみれば、この一体管理という言葉は、あくまでひとつの汎用品のアンテナから分配器を介して預かった機器に入力する等の汎用的構成を指すと解される。ゆえに、このような汎用的な構成については侵害ではないと説示したと解される反面、預かった多数の機器を統一的にコントロールする構成や、1対多の機器の問題については別論であり、

射程に含まれないと解される。

(6) 以上のことが、本事件から理解される内容を勘案 した筆者の見解である。これをもって本稿のまと めとしたい。

#### 注

(1)原判決

東京地裁平成 20 年 5 月 28 日判決, 平成 19 年 (ワ) 第 17279 号 (著作権侵害差止等請求事件)。

(2) 先行する仮処分事件

東京地裁平成 19 年 3 月 30 日決定,平成 18 年 (ヨ) 第 22046 号 (著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申 立事件)。

(3)前掲注2の先行する仮処分事件については,筆者は評釈を発表した。

『判例評釈「ロクラクⅡ」事件―東京地裁平成 19年 3 月 30 日決定,平成 18年 (ヨ) 第 22046 号―』知財ぷりずむ (経済産業調査会) 2007 年 6 月 Vol. 5 No. 57 (参考 = http://www.chosakai.or.jp/intell/contents07/0706.htm)

上記.参照いただければ幸いである。

(4) 録画ネット事件

保全抗告審における決定 = 知財高裁平成17年11月

15 日決定. 平成 17 年 (ラ) 第 10007 号。

仮処分異議に対する決定 = 東京地裁平成 17 年 5 月 31 日決定、平成 16 年 (モ) 第 15793 号。

仮処分決定=東京地裁平成 16 年 10 月 7 日決定, 平成 16 年 (ヨ) 第 22093 号。

(5) まねきTV事件

本訴高裁判決 = 知財高裁平成 20 年 12 月 15 日判決, 平成 20 年 (ネ) 第 10059 号。

本訴地裁判決 = 東京地裁平成 20 年 6 月 20 日判決, 平成 19 年 (ワ) 第 5765 号。

仮処分抗告審決定=知財高裁平成 18年 12月 22日決定, 平成 18年 (ラ) 第 10012 号, 等 (抗告人毎に訴)。

仮処分決定=東京地裁平成 18 年 8 月 4 日決定,平成 18 年(ヨ)第 22027号,等(債権者毎に訴)。

(6) クラブ・キャッツアイ事件

最高裁判決=最高裁第三小法廷昭和63年3月15日判决,昭和59年(才)第1204号。

(7)①前掲注3, 帖佐隆 判例評釈, ②帖佐隆『判例評釈 まねきTV事件(東京地裁決定)』パテント(日本弁理 士会)2007年5月 Vol. 60 No. 5, ③同様の趣旨のも のとして、帖佐隆『判例研究 録画ネット事件』著作 権研究(著作権法学会)No.33 p173~ p194。

(原稿受領 2009.3.13)

## パテント誌原稿募集のお知らせ

日本弁理士会 パテント編集委員会

従来からパテント誌は、編集委員が知っている範囲で著者を募集するという形をとってまいりましたが、 特に広範な意見の徴集が必要と考えられる特集については、より有益な意見を広く募集するために、別途 に公募をすることとなりました。今回の公募の対象として決定したテーマは下記のようなものです。

これらのテーマについてしっかりと語れる弁理士は、実は極めて少ないのではないかと思われます。従って、これらに関する意見は非常に貴重なものでありますので、是非ともそれをまとめてひとつの本として広く役立てるとともに、貴重な財産として後世に残すようにしたいと思います。

下記のテーマに実際に従事されておられる方はもちろんですが、そうでない方の「こうあるべきである」や「こうありたい」も、同時に公募いたします。未体験の方のご意見も、体験に基づく見解と同様に価値あるものだからです。いずれにしても、我が国のこれからのために、現在ないしは後世に役立つ情報の集積と保存をすべく、どうかご協力をいただければと思います。

# 論文を募集しているテーマ

- ・地方公共団体等による知財活動や、 地方の発明支援制度について
- 環境技術について

- 先端技術について
- ・ 弁理士の新事業について
- 侵害訴訟について

※いただいた原稿はパテント編集委員会にて検討の結果、不掲載となる場合もありますので予め御了承下さい。



D

投稿原稿はこちら patent-bosyuu@jpaa.or.jp ーお問合せー 日本弁理士会 広報・支援・評価室 TEL03-3519-2361 FAX03-3519-2706

パテント 2009 - 36 - Vol. 62 No. 6